



様式第1号（第5条関係）

埼玉西部消防組合告示第5号

救助ロープの購入について、下記のとおり制限付一般競争入札（紙入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については埼玉西部消防組合物品等制限付一般競争入札（紙入札）実施要領の規定によるものとする。

令和7年4月22日

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄



記

1 入札対象

- (1) 件名
救助ロープの購入
- (2) 納入場所
埼玉西部消防局 所沢市けやき台一丁目13番地の11
- (3) 納入期限
契約確定日から令和7年10月31日（金）まで
- (4) 物品概要
仕様書のとおり

2 入札手続の方法

本件は、紙入札方式により落札者を決定する。

3 競争入札参加申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に制限付一般競争入札参加申請書を持参又は郵送により提出する。

- (1) 提出先
埼玉西部消防組合企画総務部契約会計課
〒359-1118 埼玉県所沢市けやき台一丁目13番地の11
- (2) 申請期間
令和7年4月22日（火） 午前9時00分から
令和7年5月 2日（金） 午後2時00分まで（必着）
（持参は祝休日及び土、日曜日を除く。）

4 入札執行の日時等

- (1) 入札執行日時
令和7年5月13日（火）午前9時30分から
- (2) 開札場所
埼玉西部消防局 3階講堂（会場住所：所沢市けやき台一丁目13番地の11）

5 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。ただし、公告日から開札日までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又は、この入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。

- (1) 令和7・8年度埼玉西部消防組合物品等競争入札参加資格者名簿に（販売）消防・防災・防犯：消防機器の業種で登載されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る入札参加停止等措置要綱又は埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- 7 入札参加資格の有無の確認
埼玉西部消防組合物品等制限付一般競争入札（紙入札）実施要領に基づき確認する。
- 8 設計図書等
設計図面、設計書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、埼玉西部消防組合ホームページに掲載する。
- 9 設計図書等に関する質問
設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質疑応答書をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
 - (1) 提出先
埼玉西部消防組合企画総務部契約会計課
Fax 番号 04-2929-9127
E-mail keiyaku@saisei119.jp
件名を「質疑応答書（件名）」とすること。
 - (2) 受付期間
令和7年4月22日（火）から令和7年4月28日（月）正午まで
 - (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和7年5月1日（木）までに埼玉西部消防組合ホームページにより入札参加希望者に周知する。
なお、回答に対する再質問は受け付けない。
- 10 入札に関する注意事項
 - (1) 入札参加資格者の確認
 - ア 入札参加資格適格通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
 - イ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。
 - (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 提出書類
入札書
 - (4) 入札回数
入札回数は2回までとする。
 - (5) 入札の辞退
入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (6) 独占禁止法等関係法令の遵守
入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- 11 予定価格
事後公表とする。
- 12 最低制限価格
設定しない。

13 入札保証金

入札保証金の納付は、免除とする。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達していない者が行った入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札
- (6) 記載する事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (10) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (11) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した入札
- (12) 虚偽の参加申請書又は資格確認資料を提出した者がした入札
- (13) その他公告に示す事項に反した者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設定した場合は、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の110分の100以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者）を落札者とする。
- (2) くじによる落札者の決定
落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

16 契約の時期

埼玉西部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成25年条例第33号)第2条又は第3条の規定により、組合の議会の議決に付さなければならない契約については、仮契約書を取り交わし、組合の議会の議決後に本契約を締結する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付に代えて提供することのできる担保は、埼玉西部消防組合契約規則第21条第4項に定めるもののうち「銀行等又は保証事業会社の保証」とする。
- (3) 契約保証金の納付免除については、次に掲げるとおりとする。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合
 - イ 契約の相手方が過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められた場合
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。ただし、受注者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

18 支払条件

- (1) 前金払
しない。
- (2) 部分払
しない。

19 その他

- (1) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (3) この入札に際し、談合その他の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、当該入札を無効とし、又は契約を解除することがある。

20 問合せ

- (1) 問合せ先

埼玉西部消防組合企画総務部契約会計課

- (2) 電話番号

04-2929-9136